

京都労働局発表
平成 26 年 3 月 5 日
午後 2 時

経済記者クラブ配布資料

担 当	職業安定部需給調整事業課 課長 笹原 弘美 課長補佐 加藤 孝昭 電話 075-241-3225
--------	---

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令
及び労働者派遣事業改善命令の実施について

京都労働局長（森川 善樹）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、第 21 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令並びに同法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第 1 被処分特定派遣元事業主

別添の一覧表に記載のとおり。

第 2 処分内容

労働者派遣法第 21 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令

（労働者派遣事業停止命令の内容は第 4 のとおり）

労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令

（労働者派遣事業改善命令の内容は第 5 のとおり）

第 3 処分理由

別添の一覧表に記載する派遣元事業主は、

- 1 労働者派遣法第 23 条第 1 項において、事業報告書及び収支決算書を提出しなければならないとされているのに、平成 24 年度分について労働者派遣法施行規則第 17 条に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出することなく、
- 2 これに対する労働者派遣法第 48 条第 1 項の指導に従うことなく、
- 3 また、労働者派遣法第 50 条に基づき、報告を求めたにもかかわらず、これを提出することなく、

労働者派遣法の規定に違反したこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

全ての労働者派遣事業について、労働者派遣法第23条第1項の事業報告書及び収支決算書が提出されるまでの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

労働者派遣法第23条第1項の事業報告書及び収支決算書について、平成24年度分を提出すること。

(参 考)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）

(事業廃止命令等)

第 21 条

2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律（次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業報告等)

第 23 条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主（以下「派遣元事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第 48 条 厚生労働大臣は、この法律（前章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。）の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(改善命令等)

第 49 条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(報告)

第 50 条 厚生労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、必要な事項を報告させることができる。

(権限の委任)

第 56 条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）（抄）

(事業報告書及び収支決算書)

第 17 条 法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主（以下単に「派遣元事業主」という。）は、毎事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、派遣元事業主が当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を提出したときは、収支決算書を提出することを要しない。

2 前項の事業報告書及び収支決算書は、それぞれ労働者派遣事業報告書（様式第十一号及び様式第十一号の二）及び労働者派遣事業収支決算書（様式第十二号）のとおりとする。

3 第一項の事業報告書及び収支決算書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限とする。

- | | |
|------------------------|------------------|
| 一 労働者派遣事業報告書（様式第十一号） | 毎事業年度経過後一月が経過する日 |
| 二 労働者派遣事業報告書（様式第十一号の二） | 毎年六月三十日 |
| 三 労働者派遣事業収支決算書（様式第十二号） | 毎事業年度経過後三月が経過する日 |

(報告等)

第 47 条 厚生労働大臣は、法第五十条の規定により、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び当該報告をさせる理由を書面により通知するものとする。

(権限の委任)

第 55 条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第十四条第二項の規定による命令
- 二 法第二十一条第二項の規定による命令
- 三 法第四十八条第一項の規定による指導及び助言並びに同条第二項の規定による勧告
- 四 法第四十九条第一項及び第二項の規定による命令
- 六 法第五十条の規定による報告徴収

対象となる特定派遣元事業主一覧表

労働局名:京都労働局

① 番号	② 届出受理番号	③ 届出受理年月日	④ 派遣元事業主の名称	⑤ 代表者の職氏名	⑥ 事業所の所在地	⑦ 処分の原因となる事実
1	特26-300143	平成18年1月25日	高橋 重徳(俊和)	代表者 高橋 重徳	京都市西京区下津林佃1 桂和荘106	平成24年度の事業報告書及び 収支決算書未提出
2	特26-300672	平成20年10月17日	奥本義雄(栄進工業)	代表者 奥本 義雄	舞鶴市字福来918番地3	平成24年度の事業報告書及び 収支決算書未提出
3	特26-300821	平成22年2月24日	株式会社ルーツ	代表取締役 川端 裕二	木津川市木津川台一丁目6の4	平成24年度の事業報告書及び 収支決算書未提出
4	特26-300917	平成23年8月12日	株式会社フィールド	代表取締役 加藤 聡	宇治市広野町西裏13番地の13	平成24年度の事業報告書及び 収支決算書未提出
5	特26-300970	平成24年3月14日	安田 宇職(Y. S. COMPANY)	代表者 安田 宇職	京都市南区唐橋高田町8番地5	平成24年度の事業報告書及び 収支決算書未提出